

2014年度A日程入試 商法

【出題趣旨】

＜株式の（準）共有と権利行使者の指定＞

- ①株式の相続においては、分割が終了するまでは、相続人の共有（準共有）財産となることが理解されていること。
- ②会社法106条（以下、断り書きがない場合にはすべて会社法）の規定の存在に気づいており、その規定の趣旨も理解していること。
- ③訴えを提起する場合も、提起できる者は原則として権利行使者として指定された者でなければならないことを理解していること。
- ④権利行使者でないものが本件のように全株式を行使したとしても、当該決議は不存在となることを理解していること。
- ⑤ただし、本件のように、訴えの利益を否定することが、逆に権利行使者としての指定のない者の不当な権利行使を認めることになるような場合には、例外的に訴えの利益を認めるべきであることに触れていること（なお、参考判例として、最判平成2年12月4日がある）。

ポイントは、106条の存在に気づいていること、および、訴えを提起するののもその（権利行使者の）権利行使に該当することに気がつくことである。なお、この事例に関係する判例として最判平成2年12月4日がありますが、この判例を読んでも、106条の規定が適用されることに気づけば、論理展開できる問題である。

【採点基準】

商法の配点は25点満点ですが、採点基準として、(1)については15点、(2)については10点とした。つまり、(1)を15点としたのは、共有関係と106条は基本的な知識を問うもので、多くの人はこの点につて、触れていると考えたためである。

- ① 1)については、株式の相続財産は、分割未了の段階では、相続人の（準）共有に当たることを指摘していること、したがって、この株式の議決権を行使するときには106条に従い、権利行使者を指定する必要がある、かつ、権利行使者は相続人の合意でもって決められるべきことを指摘していれば足りるとしました。もちろん、最高裁の判例などでは、権利行使者の選定は相続人全員の同意がなくても、（法定相続分にしたがった）相続人の過半数の同意で足りる（民法252条参照）と解していますが、これについて触れることまで要求しなかった。
- ② (2)については、まず権利行使者として指定されていない者が、会社の発行している全株式について議決権を行使しても、無権利者が行使した結果として、株主総会の決議が

成立しているので、これは決議不存在と解すべきこと、そして、つぎに、決議不存在確認の訴えを提起するのは、原則として、権利行使者でなければ確認の利益を有しないと考えられるが、本問のように、相続人の一人が勝手に議決権を行使しておきながら、その相続人と同一視できる会社が不存在確認の訴えを提起する原告の利益を否定することは、被告である会社の権利濫用ないしは信義則に反すると言えるため、このような場合には、例外的に訴えの利益を肯定できる旨を指摘することを求めています。以上のような指摘があれば、ほぼ満点に近い答案になる。

【採点講評】

① 25点満点で、最高が21点で、平均は16点であった。

② (1) について、(準)共有であることに気づいている答案は多かったが、106条の存在に気づかない答案もあった。

本問は相続法とも関連するが、民法の基本的な知識があれば、相続株式は分割終了までは相続人の準共有となることは比較的理解が容易だったと思われる。ただし、(準)共有関係になることの指摘はあっても、106条に全く触れていない答案があったことに驚かされた。

③ (2) については、権利のない者が発行済株式すべての議決権を行使した結果として決議が成立しているが、これは手続的瑕疵ではあっても、その瑕疵の程度は著しく、実質的には決議が存在しないものと考えべきである。問題文では、すでに「不存在」を主張できるかという形で、不存在確認の訴えを提起できるかどうかを問題としている。

時間が足りなかったためか(2)には全く触れられていない答案が多かった。また、取消訴訟、無効確認訴訟および不存在確認訴訟の区別ができていないためか、不存在としながらも、取消事由になるかどうかを取り上げている答案もあった。これは会社法の理解が不十分なことを象徴的な形で表していると考えられる。